一般社団法人日本生産技能労務協会役員候補者の募集について

一般社団法人日本生産技能労務協会では、次のとおり役員候補者を募集しますので、お知らせします。

[募集要項]

1 募集する役員候補者の役職

専務理事 1名(平成27年5月に開催する定時社員総会において、定款を変更し、専 務理事を選任する予定)

- 2 就任予定日、任期
 - (1) 就任予定日 平成27年5月20日(一般社団法人日本生産技能労務協会平成2 7年度定時社員総会において選任)
 - (2) 任期 2年間
- 3 職務内容

専務理事は、一般社団法人法上の業務執行理事として、会長、理事長および副理事長を 補佐し、当協会の日常的な業務を執行し次の業務を掌理します。

- (1) 協会全体の組織および事業運営に関する企画・立案、総合調整
- (2) 経営戦略、事業計画の策定・運営
- (3) 職員の人事、勤務条件の決定等の人事・労務管理
- (4) 予算および決算、資産管理等の財務管理
- (5) 関係行政省庁および経営者団体等との対応
- (6) 事業、業務の実績に係る評価

4 必要な資格、経験等

- (1) 相当程度の組織規模を有する民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等において役員・管理職としてのマネジメントを行った経験を有する者であること。
- (2) 労働者派遣法等関係法令をはじめ、製造業に係る請負・派遣についての知識・経験を有する者であること。
- (3) 一般社団法人および一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)についての知識を有する者であること。
- (4) 一般社団法人としての協会の健全な経営の実現に向けて、収益構造の構築および 事業の効率化等の課題に意欲をもって取り組むことができる能力を有すると認め られる者であること。
- (5)業界の健全な発展に寄与するという協会の社会的使命の実現に向けた強力な統率

力、指導力および熱意を有すると認められる者であること。

- (6) 人格高潔で高い倫理観を有し、法令、内部規定に基づいた的確な業務を実施する ため、自らが先頭に立って役職員のコンプライアンス意識の徹底を図ることがで きると認められる者であること。
- (7) 一般社団法人および一般財団法人に関する法律第65条役員の資格等第1項の規 定に該当していない者であること。
- (8) 就任予定日(平成27年5月20日)時点で、満65歳未満であること。

5 勤務条件

(1) 勤務形態 常勤

(2) 勤務場所 協会事務局(東京都港区新橋4-5-1 アーバン新橋ビル9階)

(3) 勤務時間等 役員であることから、勤務時間、休暇の定め無し

(4)報酬 役員報酬規程に基づき支給

(5) 福利厚生 健康保険、厚生年金他

(6) その他 当協会の定めるところによる

6 応募の方法および応募期限

(1) 応募書類

①履歴書

- ・履歴書(市販の履歴書用紙で可)は、本人自筆又はパソコンを用いた文字で作成したもので、最近3 $_{7}$ 月以内に撮影した顔写真(3×4 cm)を貼付してください。
- ・確実に連絡のとれる電話番号、携帯電話番号、Eメールアドレスを記載してください。
- ②自己アピール文書

A4の用紙に2,000字程度で、次に示す事項を中心に簡潔に作成してください。

- ・「必要な資格、経験等」がわかる職務経歴
- ・知識・能力・経験・実績等を踏まえ、応募した動機、理由等
- ・職務に対する抱負等
- (2) 応募書類提出方法

郵送による

(3) 応募期限

平成27年4月10日(金)必着

(4) 応募書類送付先

 $\mp 105 - 0004$

東京都港区新橋4-5-1 アーバン新橋ビル9階

- 一般社団法人日本生産技能労務協会事務局
- (注) 応募書類は封筒に入れ、封筒表に「役員応募書類在中」と朱書きし、簡易 書留にて送付してください。

7 選考方法

- (1) 選考委員会による選考を行います。
- (2) 第一次選考(書類審査) 選考結果は、4月14日までに合否を応募者全員に通知します。
- (3) 第二次選考(面接審査)

面接日については第一次選考合格者に対し別途通知し、面接結果(合否)については改めて第二次選考を受けた者全員に通知します。

- (4) 第二次選考合格者は、理事会の決議を経たうえで社員総会における役員候補者となり、社員総会の決議を経て役員に選任後、理事会において選任される予定です。
- 8 応募に関する問い合わせ先
 - 一般社団法人日本生産技能労務協会事務局 (新谷) 電話番号 03-6721-5361

9 その他

- ・応募書類の返却は致しません。
- ・応募書類に記載されている個人情報は、本募集のみに使用し、他の目的で使用することはありません。
- ・応募に係る費用は、全額応募者負担とします。

以上